

第3回 刈谷市水道事業及び下水道事業審議会

- 議題1 刈谷市水道事業経営戦略の改定案について

令和6年9月24日

1. 第2回審議会の振り返り
2. 料金算定手順
3. 改定時期及び改定幅の検討
4. 経営戦略における財政計画

1. 第2回審議会の振り返り
2. 料金算定手順
3. 改定時期及び改定幅の検討
4. 経営戦略における財政計画

1. 第2回審議会の振り返り

意見書について（市民への広報・啓発活動について）

意見内容	回答
6月1日から7日までの「水道週間」も広報・啓発活動の場としていれられてもよいのではないのでしょうか？ 刈谷市水道事業ビジョンにおいて情報発信として「水道週間にあわせてイベントの開催」とありますので。	第2回審議会資料にて説明させていただいた、 <u>「アクアルームかりや」</u> の取組の中で、 <u>水道週間に合わせたイベント（土日の開放）</u> を実施しており、引き続き水道週間を広報・啓発活動の場として活用してまいります。

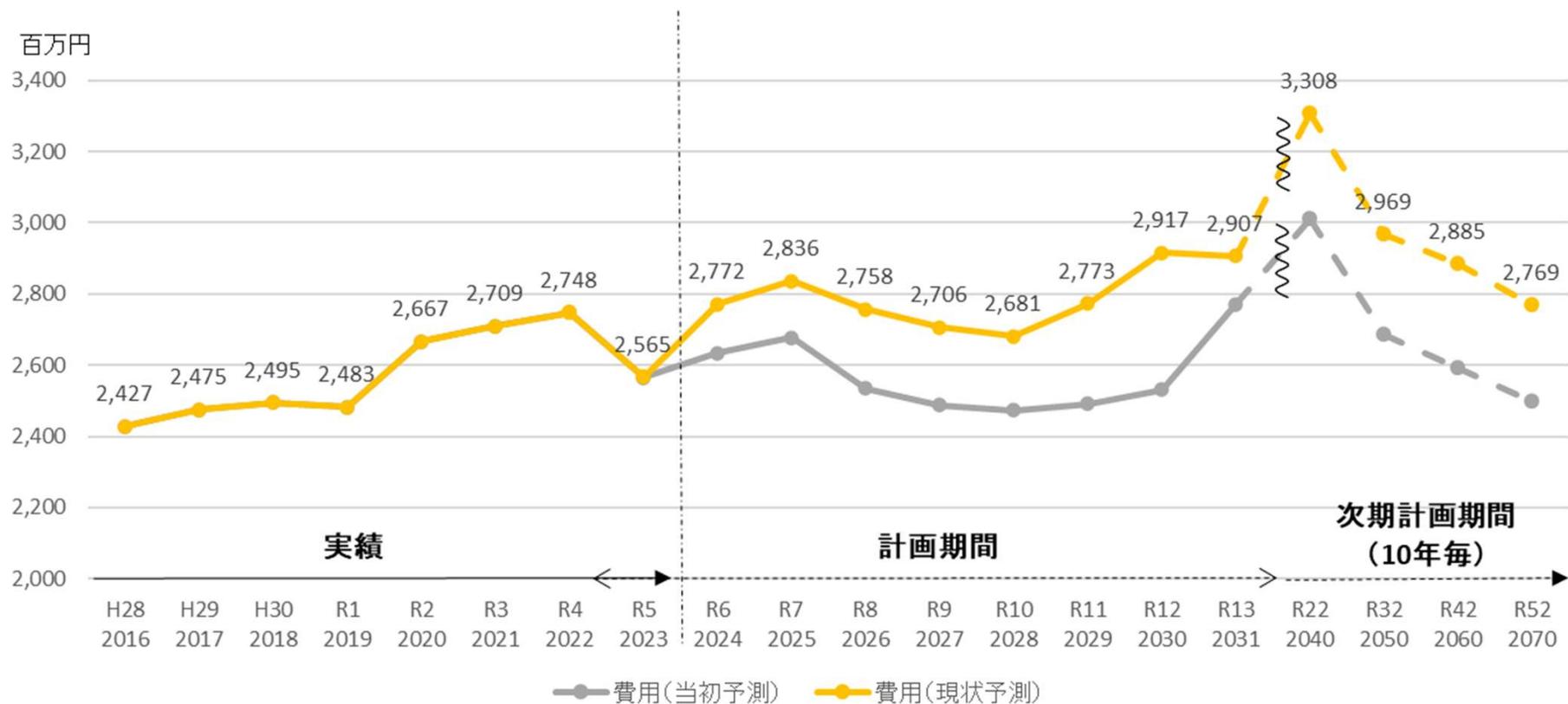
（参考）第2回審議会資料より（市民への広報・啓発活動について）

- 8月1日の「水の日」に合わせ、デジタルサイネージによるPRに加え、広報誌（8月1日号）に水道事業の状況を掲載
- わんさか祭りにて、体験型ブース（クイズ等）を設けたイベントへの参加
- 市内小学校の施設見学の受入れ
- 水の館「アクアルームかりや」

1. 第2回審議会の振り返り

物価高騰等による投資以外の費用の増加について

(参考) 収益的支出は県営水道料金の値上げ、物価高騰により当初予測と比較し、年間約2億円程度の増加が見込まれます。



1. 第2回審議会の振り返り

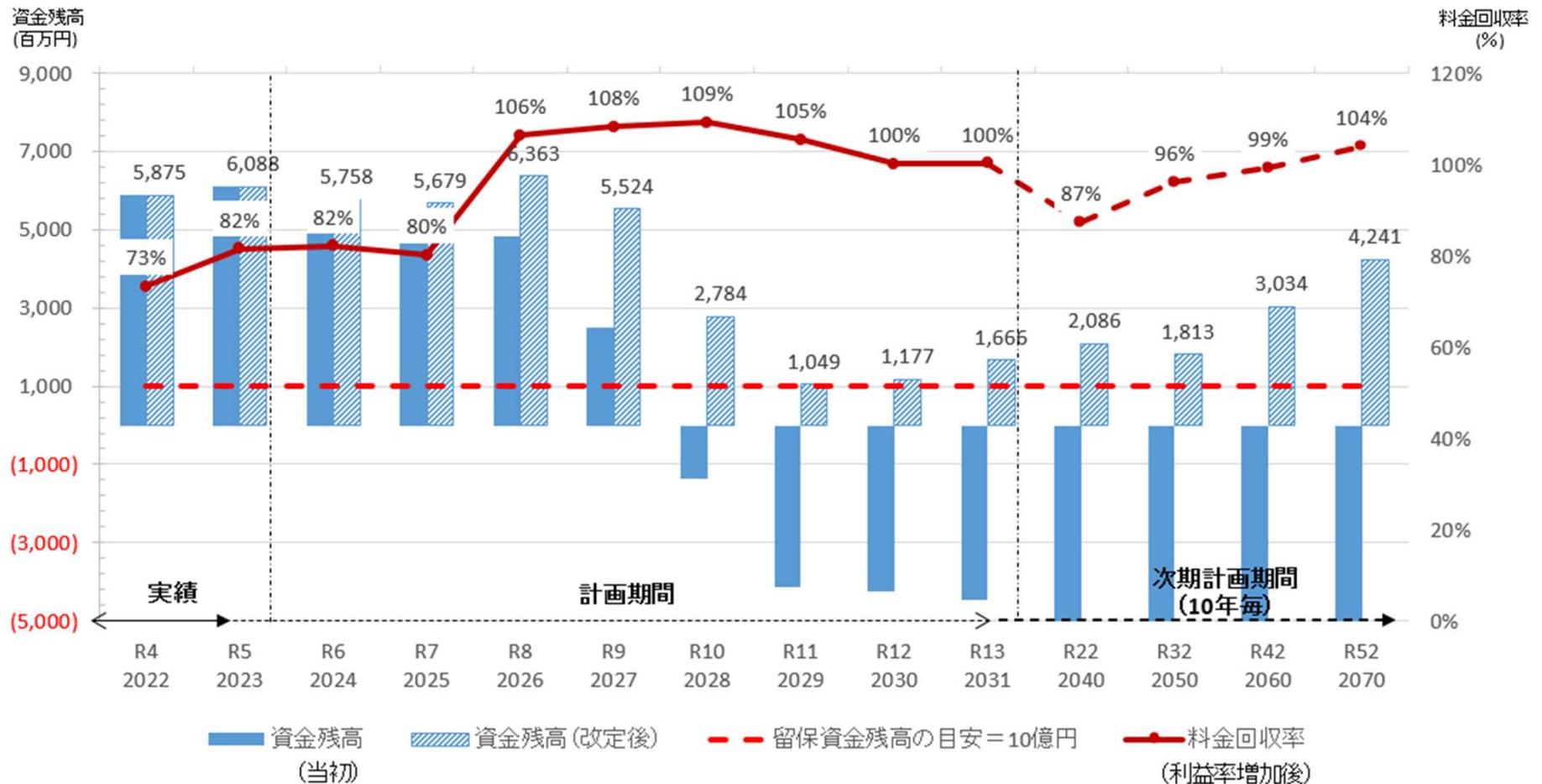
改定の方向性

- 水道施設の耐震化を現在の計画どおり実施
 - 資金ショート防止
 - 物価高騰下における健全経営
- 投資計画・財政計画により検討

1. 第2回審議会の振り返り

財政計画

(参考) 利益率が100%を超え(3条が黒字となる)、かつ、留保資金残高を10億円確保しようとする場合、今後の耐震化工事や県営水道料金の値上げ(R8)に備えた上で資金ショート回避し、R8に利益率を100%超え、かつ、留保資金残高を10億円確保するためには、年間おおよそ7億円が必要になります。



1. 第2回審議会の振り返り
2. 料金算定手順
3. 改定時期及び改定幅の検討
4. 経営戦略における財政計画

2.料金算定手順

水道料金の構成

刈谷市では水道料金を基本料金と水量料金の2つから回収する二部料金制を採用しています。これは多くの自治体が採用している方法です。



基本料金		水量料金	
口径	料金/2か月	使用水量	料金/1 m ³
13mm	1,078円	20m ³ 未満	60円50銭
20mm	1,672円	20m ³ 超40m ³ 未満	88円
25mm	3,630円	40m ³ 超80m ³ 未満	126円50銭
40mm	14,564円	80m ³ 超120m ³ 未満	170円50銭
50mm	22,440円	120m ³ 超	192円50銭
75mm	54,208円		
100mm	92,334円		
125mm	144,518円		
150mm	198,176円		

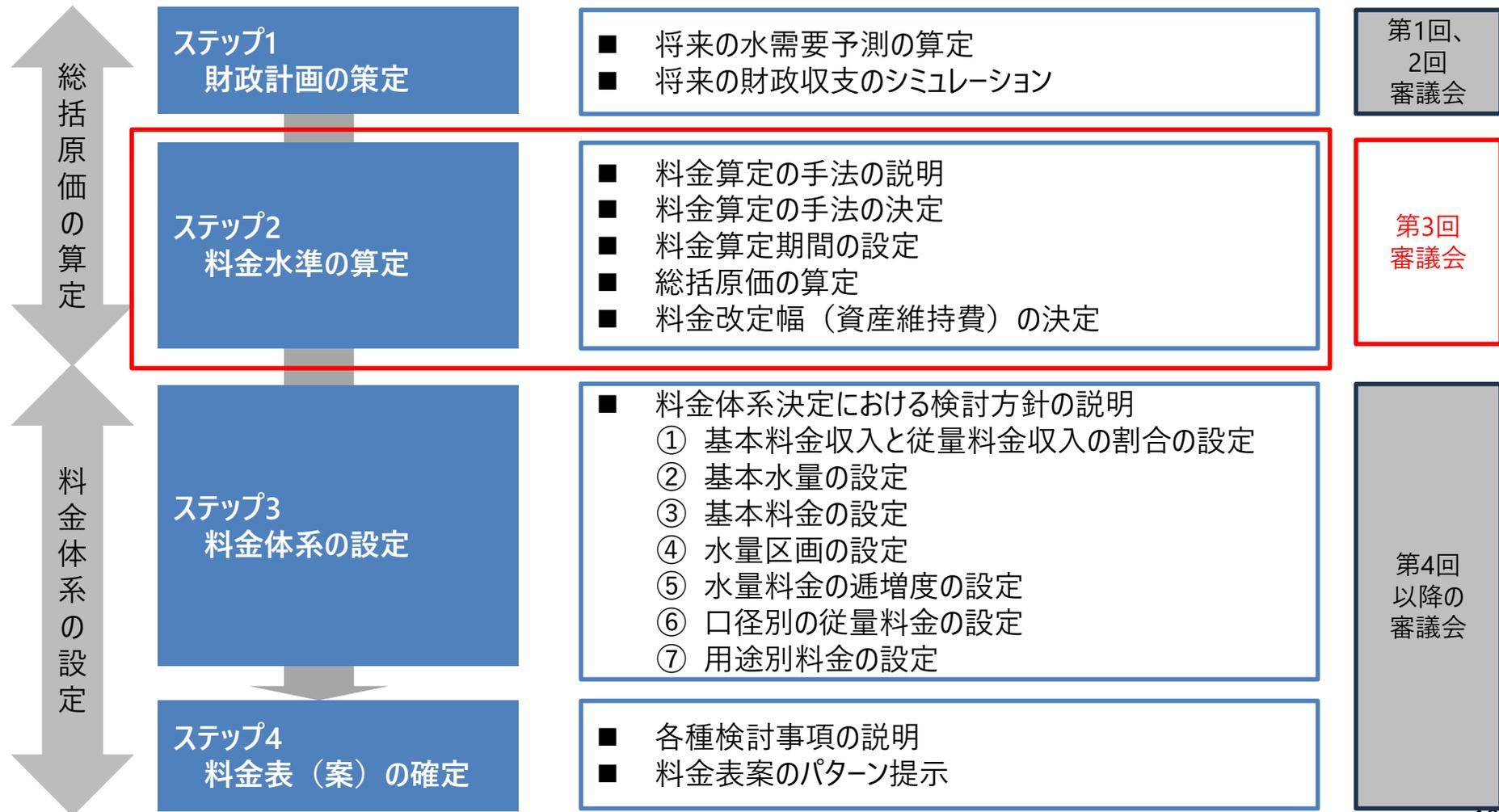
基本料金は「口径別」に設定しています

使用水量に応じて料金が増額する「逦増型」を採用しています

2.料金算定手順

水道料金の一般的な算定フロー

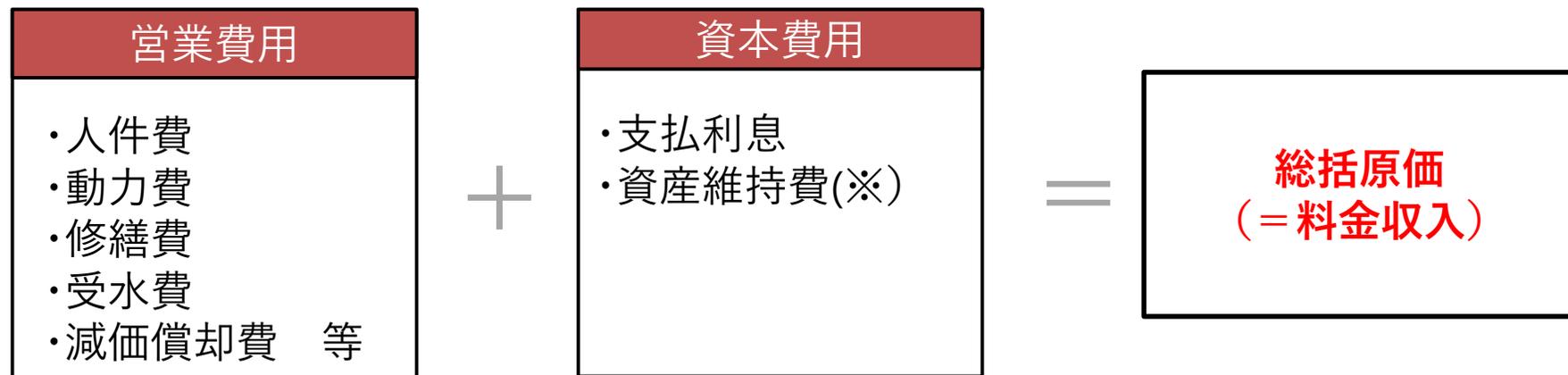
料金で賄うべき総括原価を算定し、必要な改定率を算出します。
その後総括原価分解をして一定の方法で使用者に総括原価を配賦し、基本料金と水量料金を算出します。



2.料金算定手順

総括原価の算定方法

- ✓ 日本水道協会「水道料金算定要領」（平成27年2月）に従い、総括原価方式にて算出
- ✓ 総括原価は、事業活動に必要な「営業費用」、施設の計画的な改修・更新に必要な「資本費用」の合計です。
- ✓ 料金収入の総額が総括原価と一致するような料金を設定することが理想的であると考えられます。



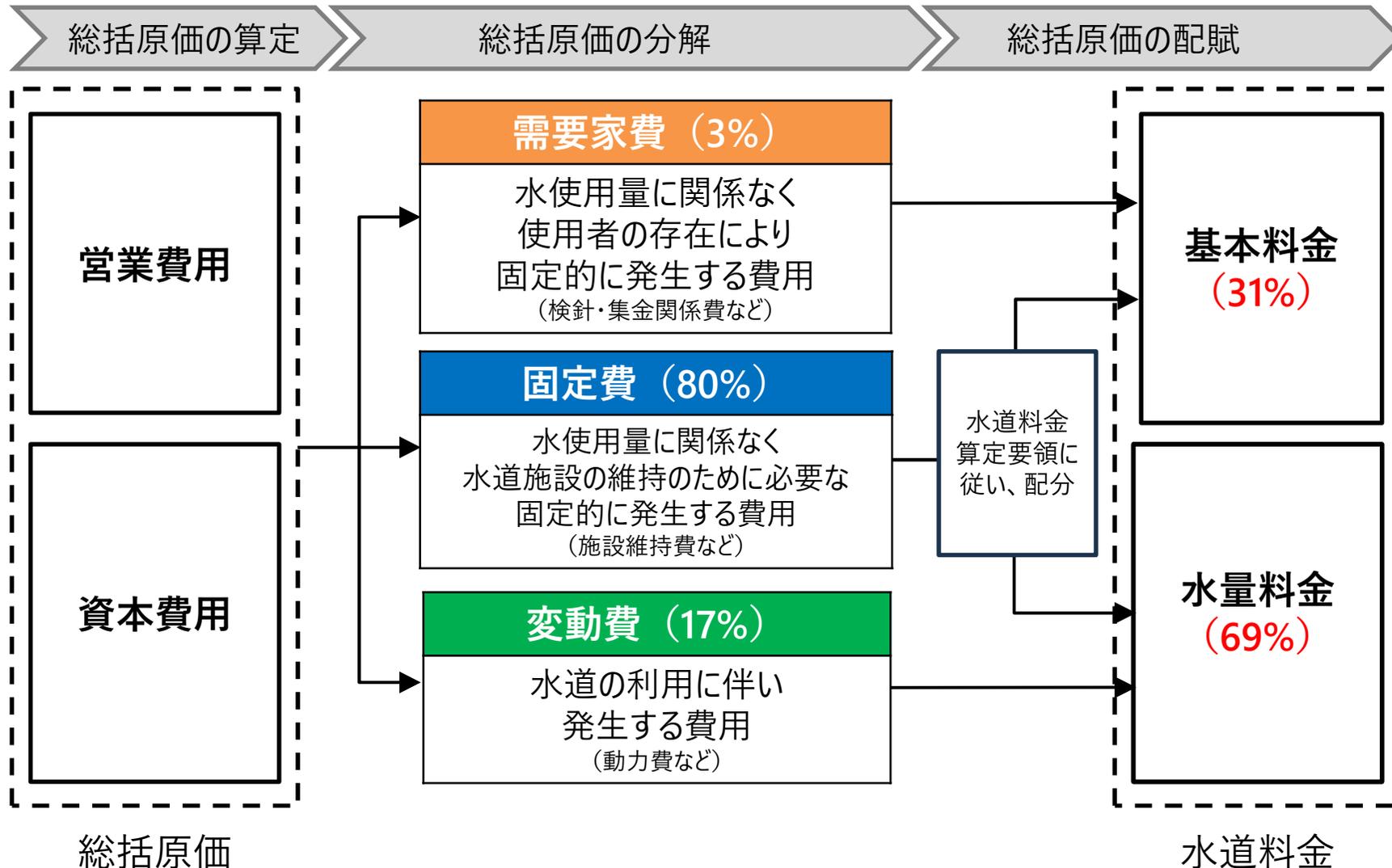
※資産維持費

給水サービス水準の維持向上及び施設実態維持のため、事業内に再投資されるべきものとして見込まれる費用。

2.料金算定手順

総括原価の算定方法

水道料金は、総括原価を算定、分解、配賦することで算定されます。



2.料金算定手順

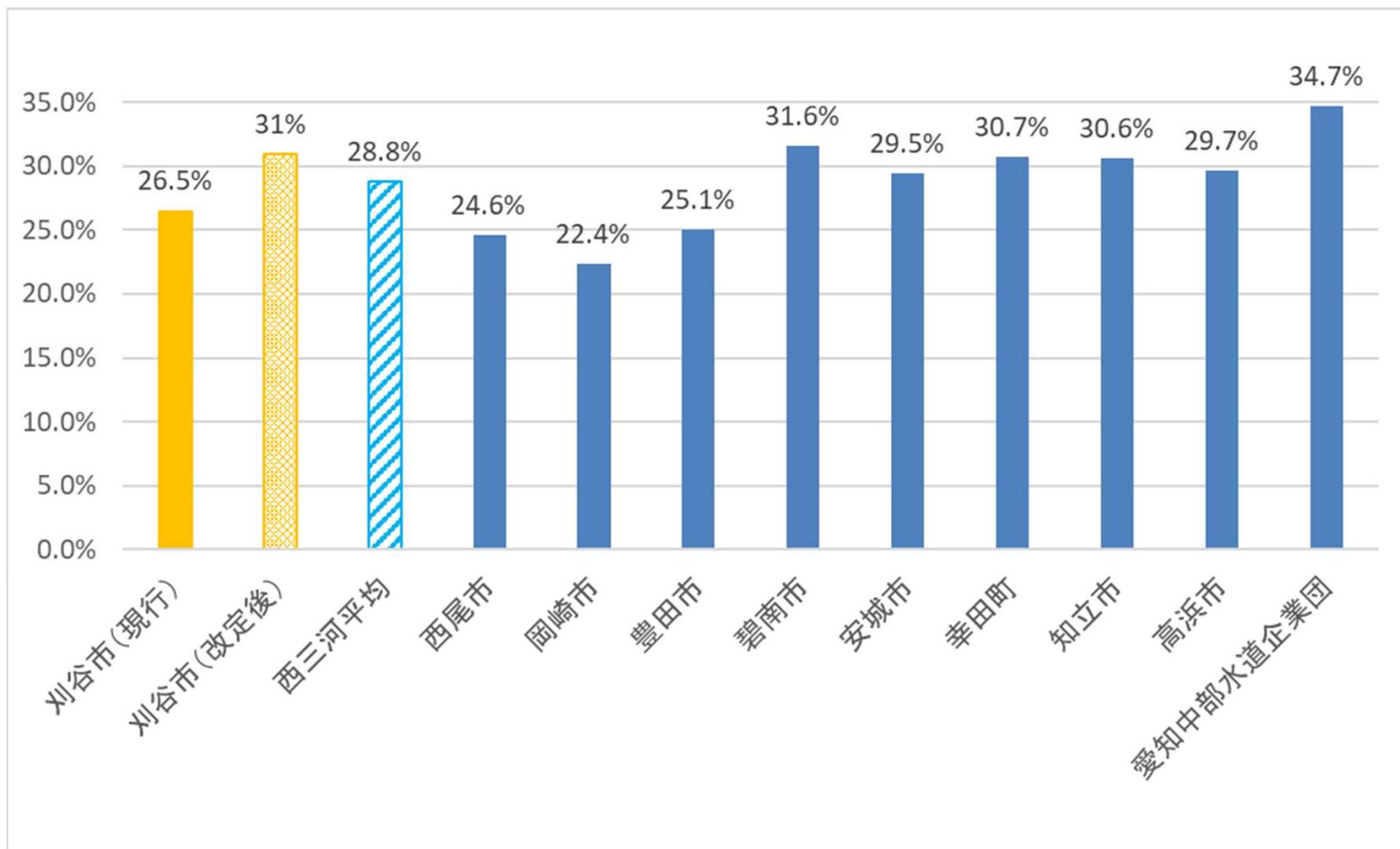
総括原価の内容

料金算定期間における総括原価を算定し、需要家費、固定費・変動費に分解します。

費目	R8～R12(百万円)	割合	集計先区分
人件費	588	4.0%	固定費・変動費
薬品費	67	0.5%	変動費
動力費	479	3.3%	変動費
修繕費	763	5.2%	固定費
受水費	5,006	34.1%	固定費・変動費
減価償却費	4,451	30.3%	需要家費・固定費
その他	1,336	9.1%	需要家費・固定費
支払利息	526	3.6%	需要家費・固定費
資産維持費	1,461	9.9%	需要家費・固定費
合計	14,677	100%	

2.料金算定手順

近隣市町村(西三河)における基本料金割合 (R3年度実績)



2.料金算定手順

近隣市町村における基本料金割合

近隣市町村における基本料金割合と比較し、改定後の31%は過度に高い水準ではありません。

市町村	基本料金比率	備考	出典
刈谷市 (現行)	26.5%		
刈谷市 (目標水準)	31.0%		
豊川市	32.3%	R4年度実績	※1
一宮市	30.1%	審議会資料より改定後の目標水準	※2
岡崎市	27.9%	審議会資料より改定後の目標水準	※3

※1 豊川市 「豊川市水道事業経営戦略 中間見直し」

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/sudogesuido/josuido/jigyokeikaku/keieisennryaku.files/keieisennryakuminaosi.pdf>

※2 一宮市 「第4回水道料金当審議会（令和5年9月25日） 関係資料」

https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/056/889/R504siryou.pdf

※3 岡崎市 「水道事業及び下水道事業審議会 令和5年度第6回会議録・会議資料」

https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1185/1202/p024173_d/fil/kaigiroku7_R5.pdf

2.料金算定手順

料金算定期間

- ✓ 料金算定の基礎となる原価を集計する期間を料金算定期間として設定する必要があります。
- ✓ 水道料金は使用者の日常生活に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい一方で、過度に長期とすると経済環境の変化等、不確定な要素を多く含むことになるため適当とはいえません。
- ✓ 「水道料金算定要領」にて料金算定期間は概ね3～5年が妥当とされていますが、本市では令和9年度から令和12年度にかけて、水源浄水場工事などの大規模工事を予定しており、将来における健全な水道事業経営の持続という観点から、当投資費用も含めて料金体系を検討することが望ましいと考えられます。そのため、令和8年度～令和12年度の5年間で算定期間とします。

料金算定期間	対象年度
5年間	令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

【参考】日本水道協会「水道料金算定要領」（平成27年2月）

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね**将来の3年から5年を基準に設定することが妥当**であると考えられる。

また、一定の算定期間をとって料金を定め又は改定したのち、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から**料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要**である。

1. 第2回審議会の振り返り
2. 料金算定手順
- 3. 改定時期及び改定幅の検討**
4. 経営戦略における財政計画

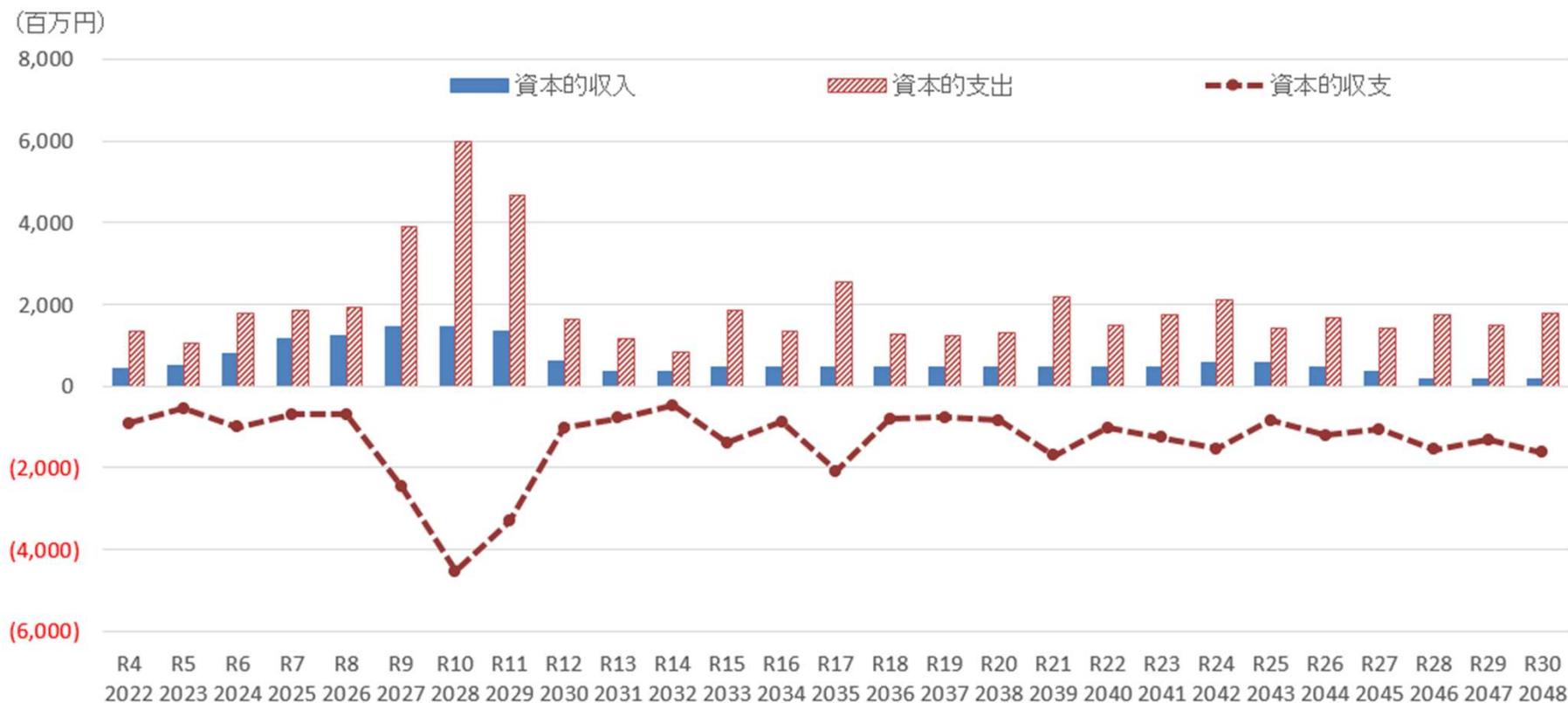
3.改定時期及び改定幅の検討

改定時期

令和8年度の料金改定を検討します。

【改定時期の理由】

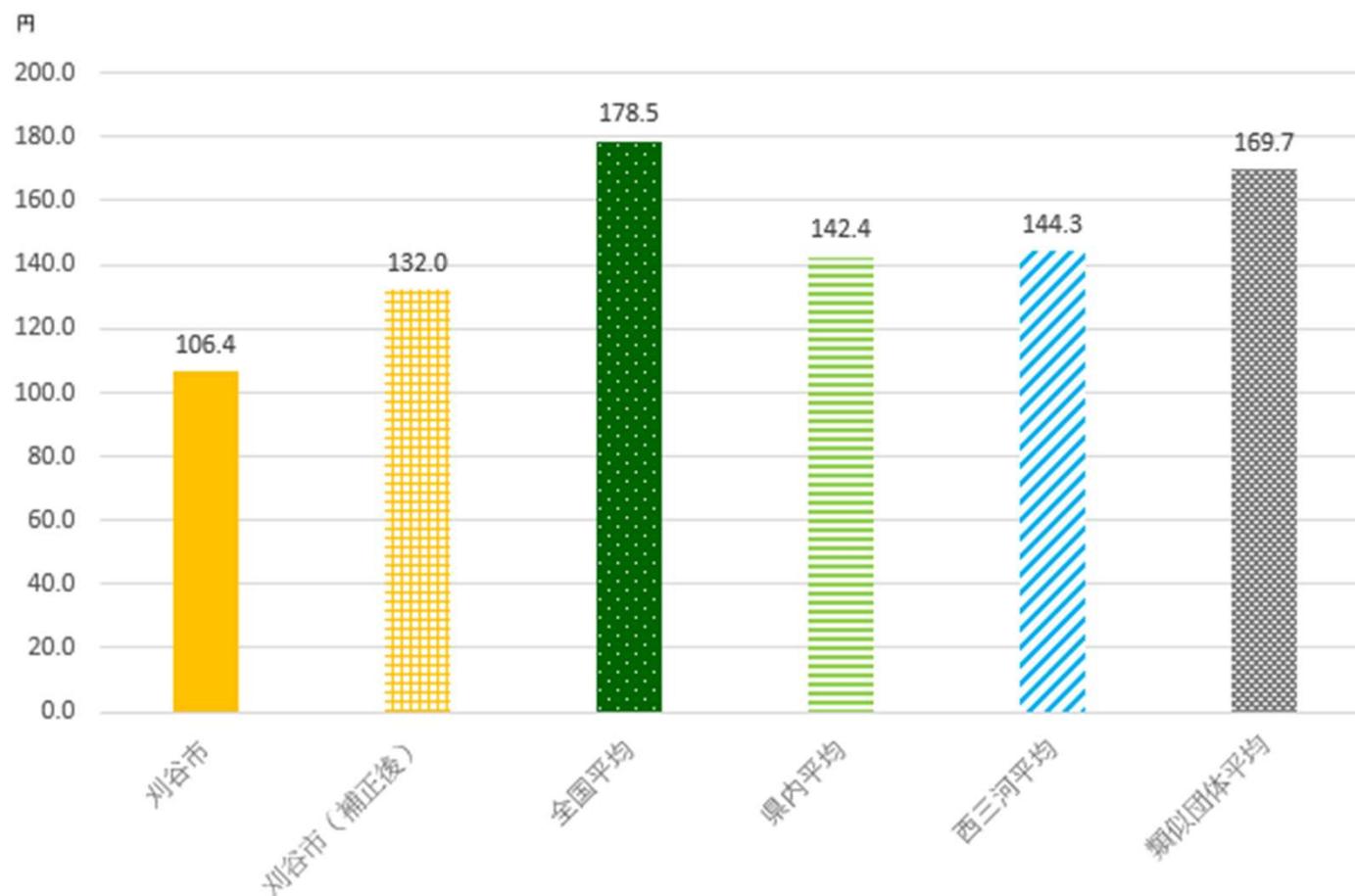
- ✓ 県営水道料金がR8年4月より使用料金が28円/m³から32円/m³に値上げ予定。
- ✓ 令和9年～令和12年度にかけて水源浄水場工事などの大規模工事を予定。



3.改定時期及び改定幅の検討

現行の供給単価について

供給単価 (R4年度決算)



※補正後は基本料金免除に対する補助金を加えた金額を給水収益とした場合

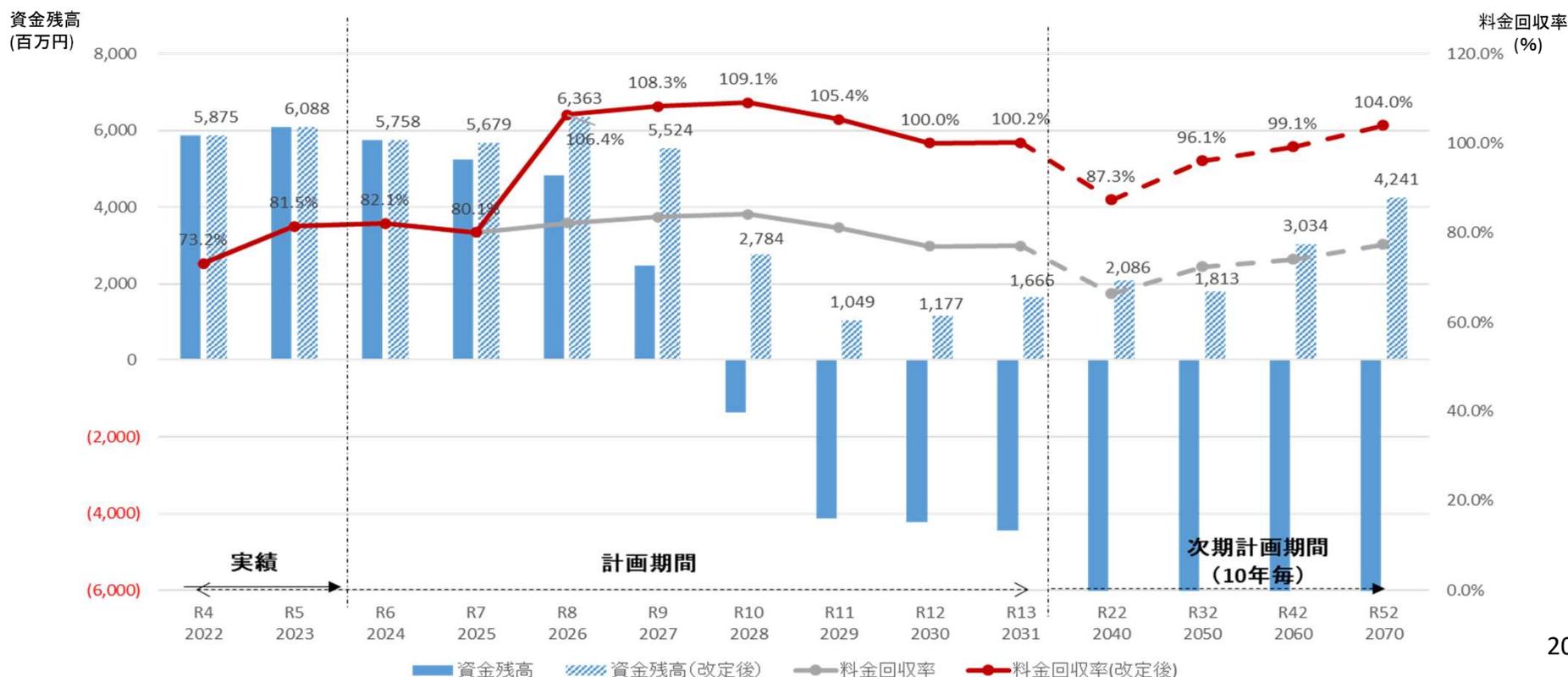
3.改定時期及び改定幅の検討

改定幅

供給単価132円/m³→172円/m³程度の水準を目安に料金改定を検討します。

【改定幅の理由】

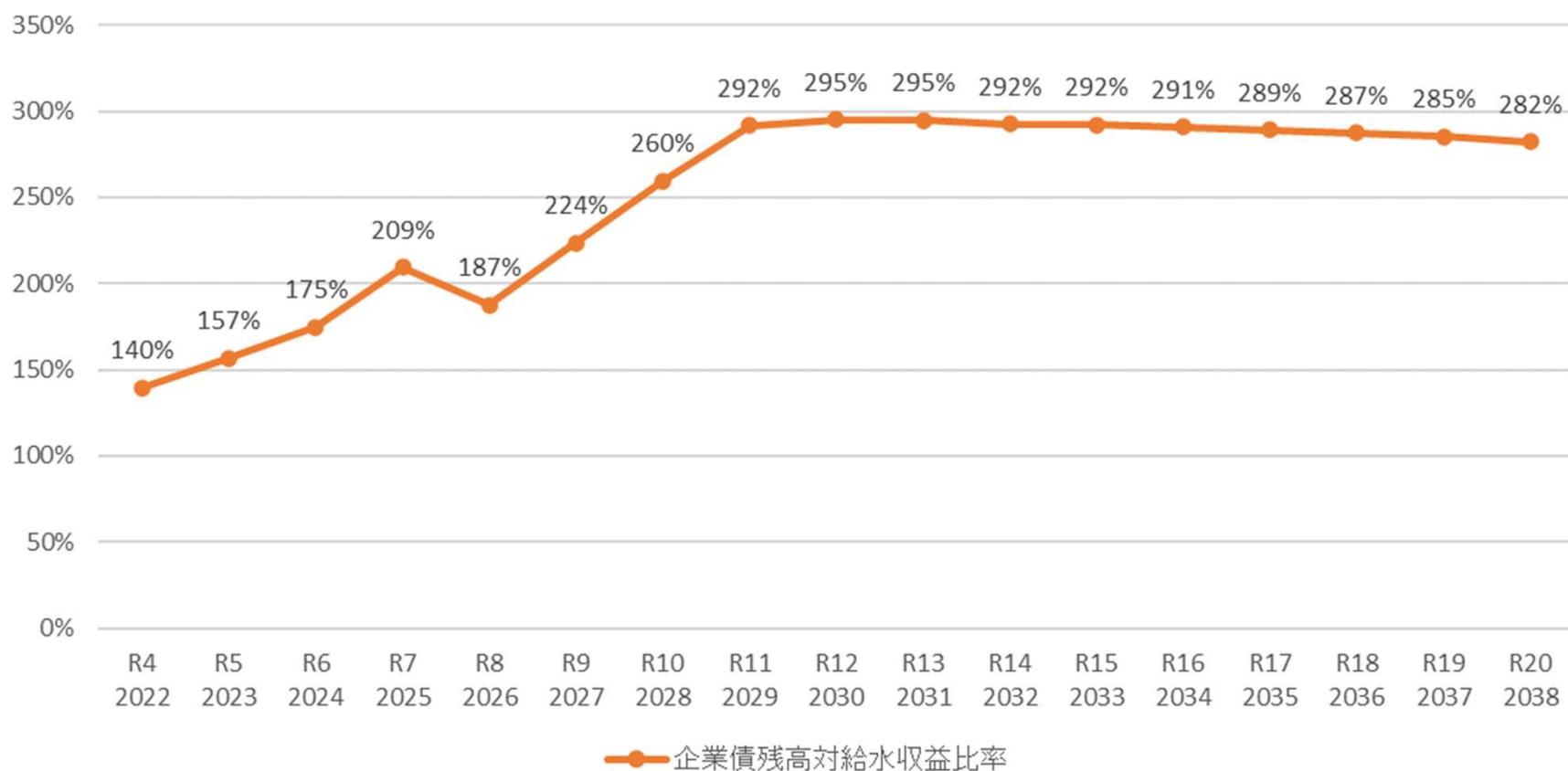
- ✓ 現行の料金体系では、料金回収率（供給単価÷給水原価）が100%を下回っており、給水原価を料金で賄っていない。
- ✓ 将来にわたり健全な水道事業経営の持続が可能となるよう、料金回収率100%以上かつ資金残高10億円以上の確保する。



3.改定時期及び改定幅の検討

企業債の状況

(参考) 料金改定後の企業債残高対給水収益比率は、以下の通りです。資金残高10億円を確保するには、料金改定後も給水収益に対して300%に近い水準で企業債発行が必要です。



1. 第2回審議会の振り返り
2. 料金算定手順
3. 改定時期及び改定幅の検討
4. 経営戦略における財政計画

4.経営戦略の財政計画

財政計画

財政目標：将来にわたり、健全な水道事業経営を持続するための財源を確保します。

資金残高10億円以上の確保（継続）

- 収益的収支の黒字維持及び投資計画の着実な実施のために資金確保が必要。
- 年間給水収益及び収益的支出の半分に相当する10億円以上の資金残高確保を目指す。

企業債の活用（新規企業債の発行水準）（継続）

- 新規企業債は、世代間負担の公平性を確保できる水準である企業債残高対給水収益比率300%以内で発行する。

繰入金調整（継続）

- 繰出基準に基づき、耐震化事業等の対象経費の繰り入れについて、一般会計と調整する。

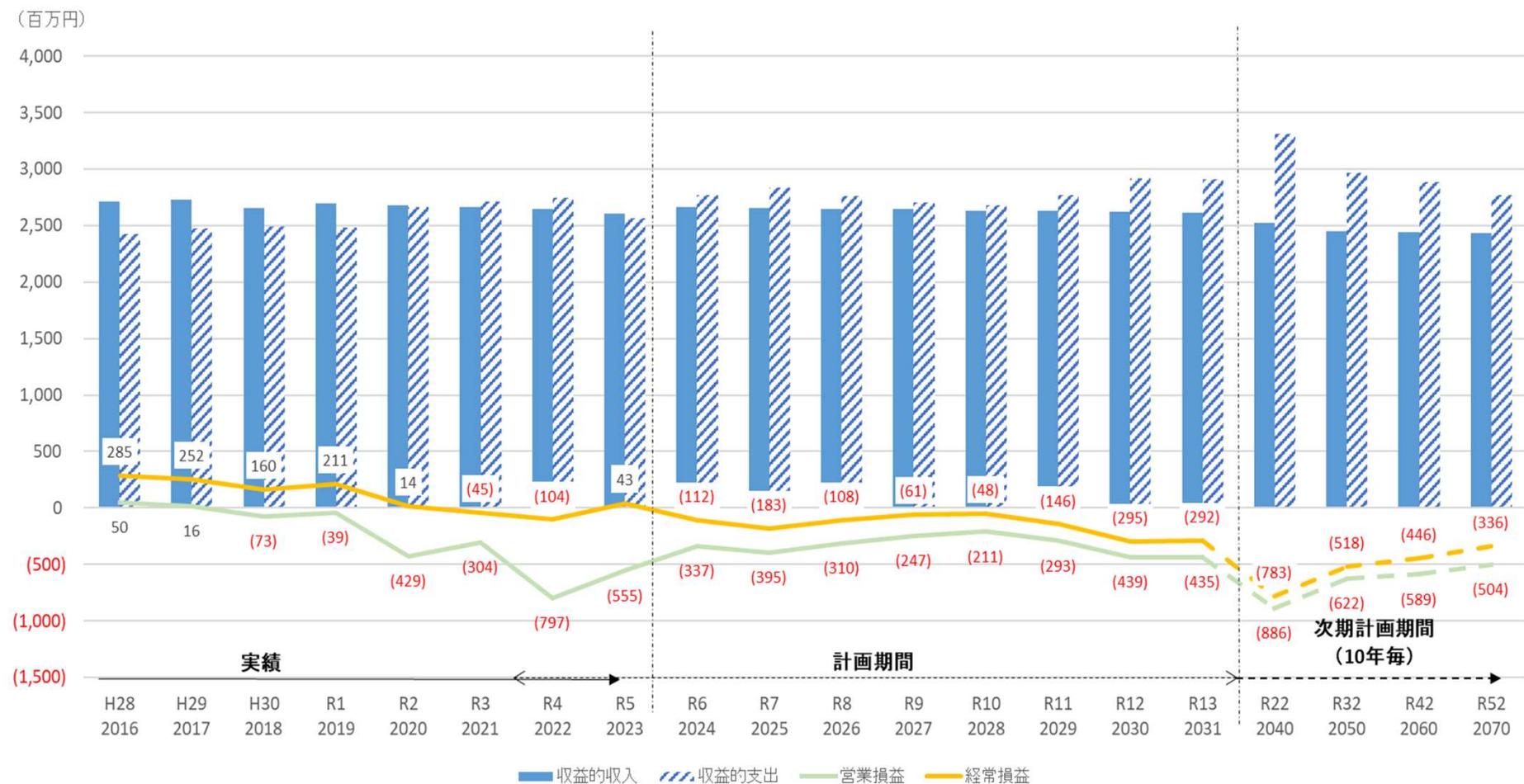
料金改定の検討

- 現行の料金体系のシミュレーションでは、供給単価が給水原価を下回り、資金残高10億円の確保ができず、令和10年度には資金ショートを起こす見込み。
- 料金回収率を100%以上、かつ、資金残高10億円以上を確保できる水準である供給単価172円/m³（現行132円/m³）を目安に料金改定を検討する。

4.経営戦略の財政計画

今後の収支見通し 収益的収支（改定前）

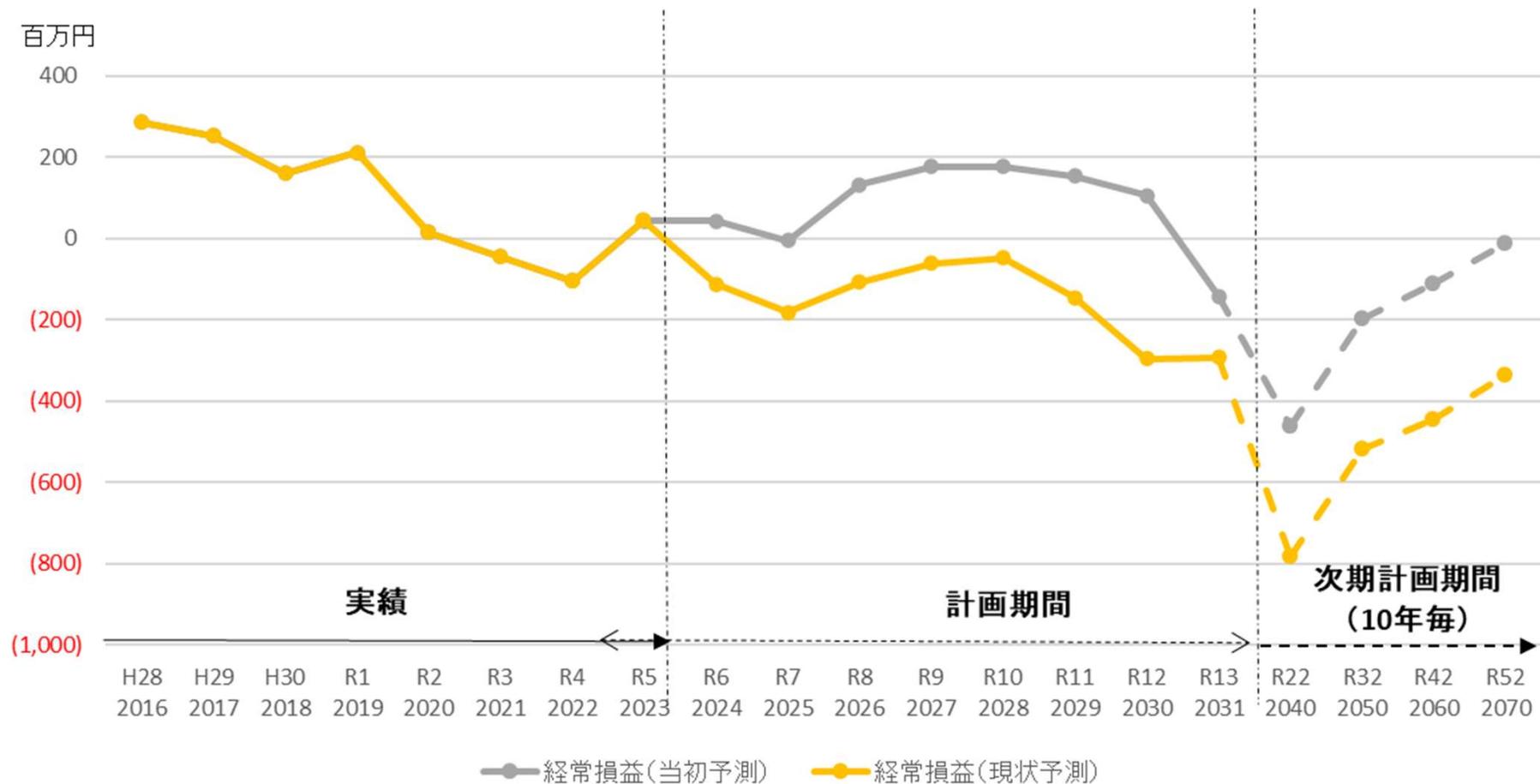
料金改定前の収益的収支は、有収水量減少による収益的収入の減少及び物価高騰による収益的支出の増加により、赤字が継続して発生する見通しです。



4.経営戦略の財政計画

今後の収支見通し 収益的収支（改定前）

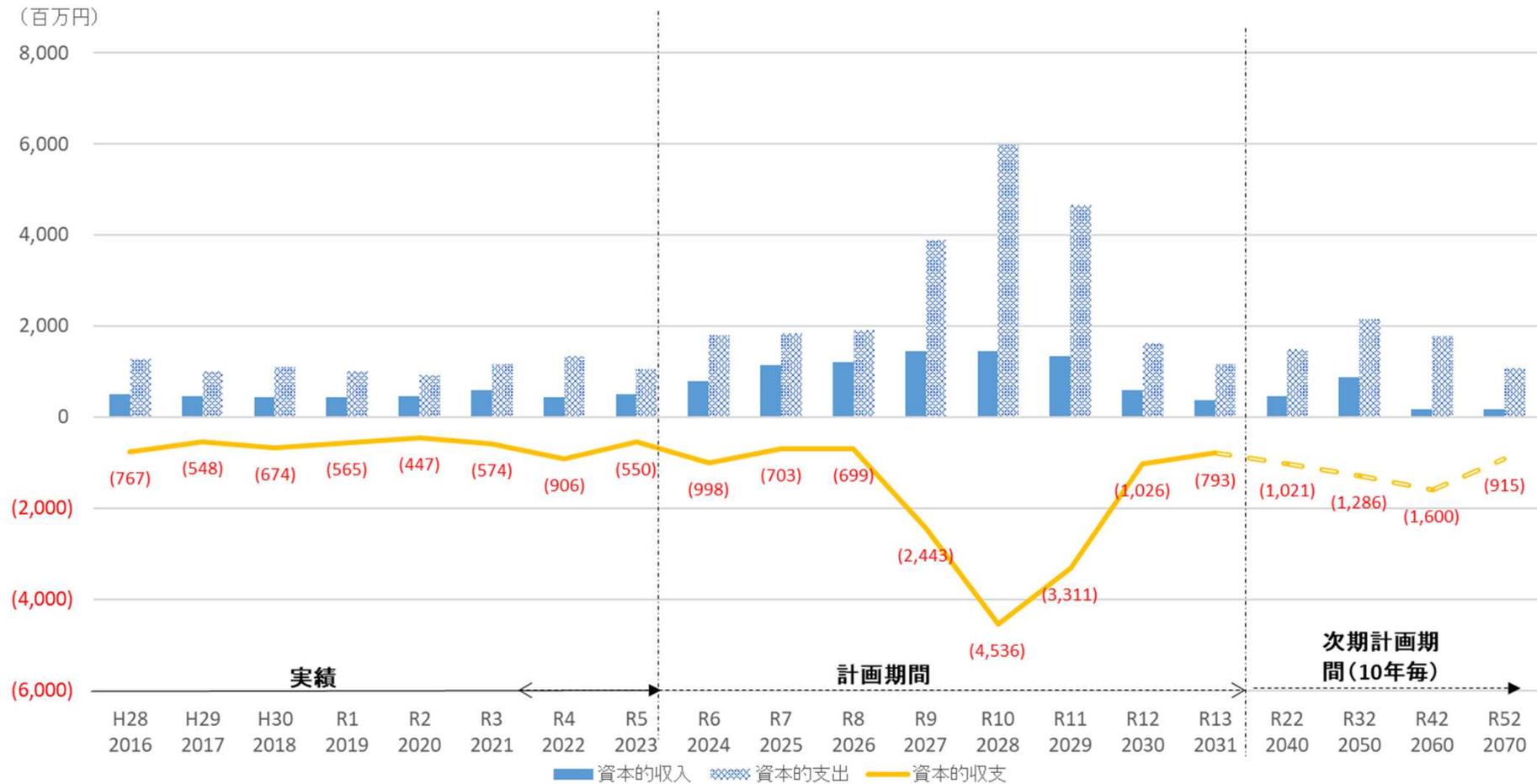
料金改定前の収益的収支は、当初予測時点では黒字見込みでしたが、収益的収入の減少及び収益的支出の増加により利益幅が減少し、赤字が継続して発生する見通しです。



4.経営戦略の財政計画

今後の収支見通し 資本的収支（改定前）

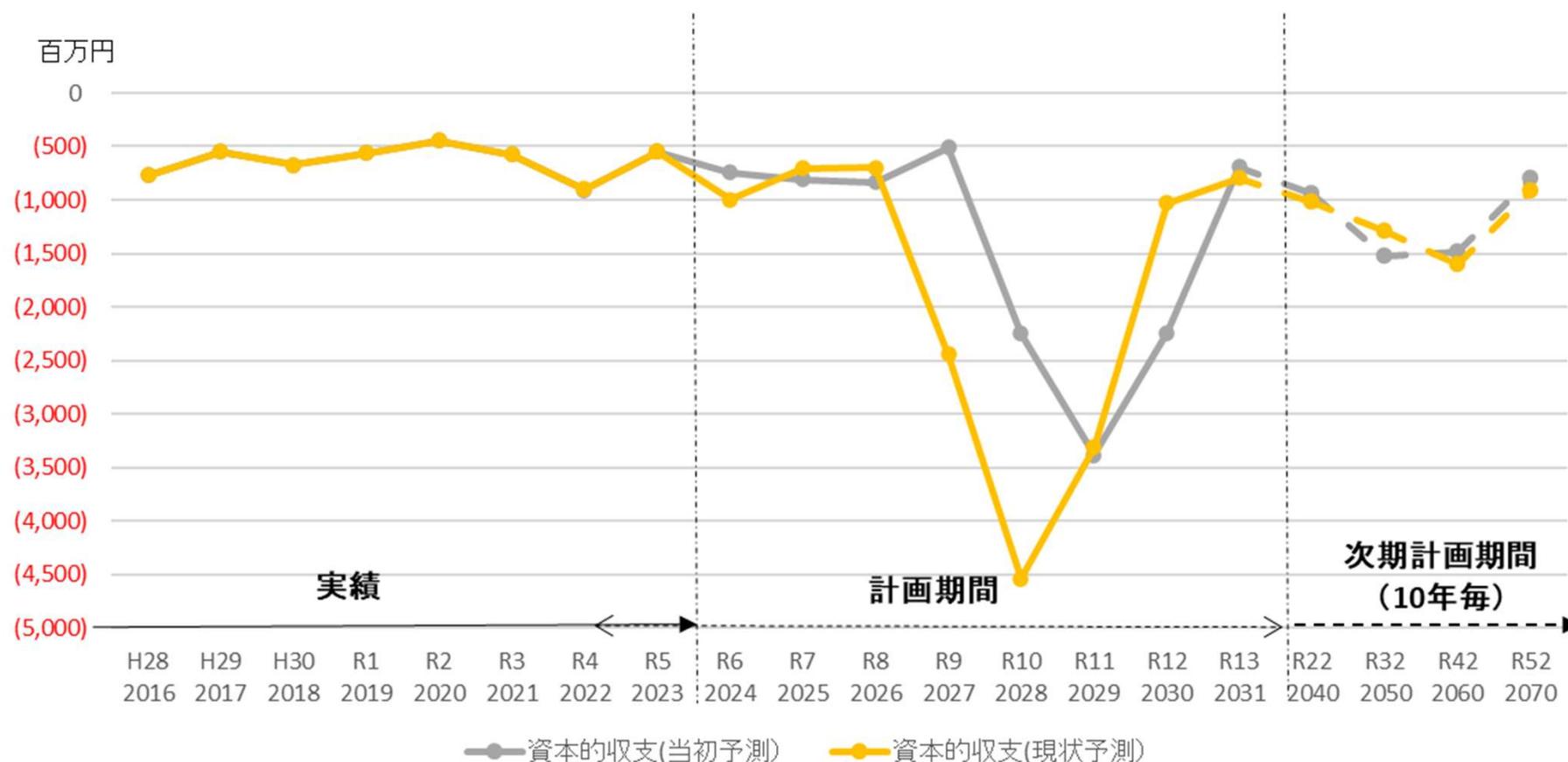
資本的収支は、管路や施設の耐震化及び更新が継続的に必要であり、経営戦略計画期間の後半を中心に資本的支出が増加し、資本的収支のマイナス幅が拡大する見通しです。



4.経営戦略の財政計画

今後の収支見通し 資本的収支（改定前）

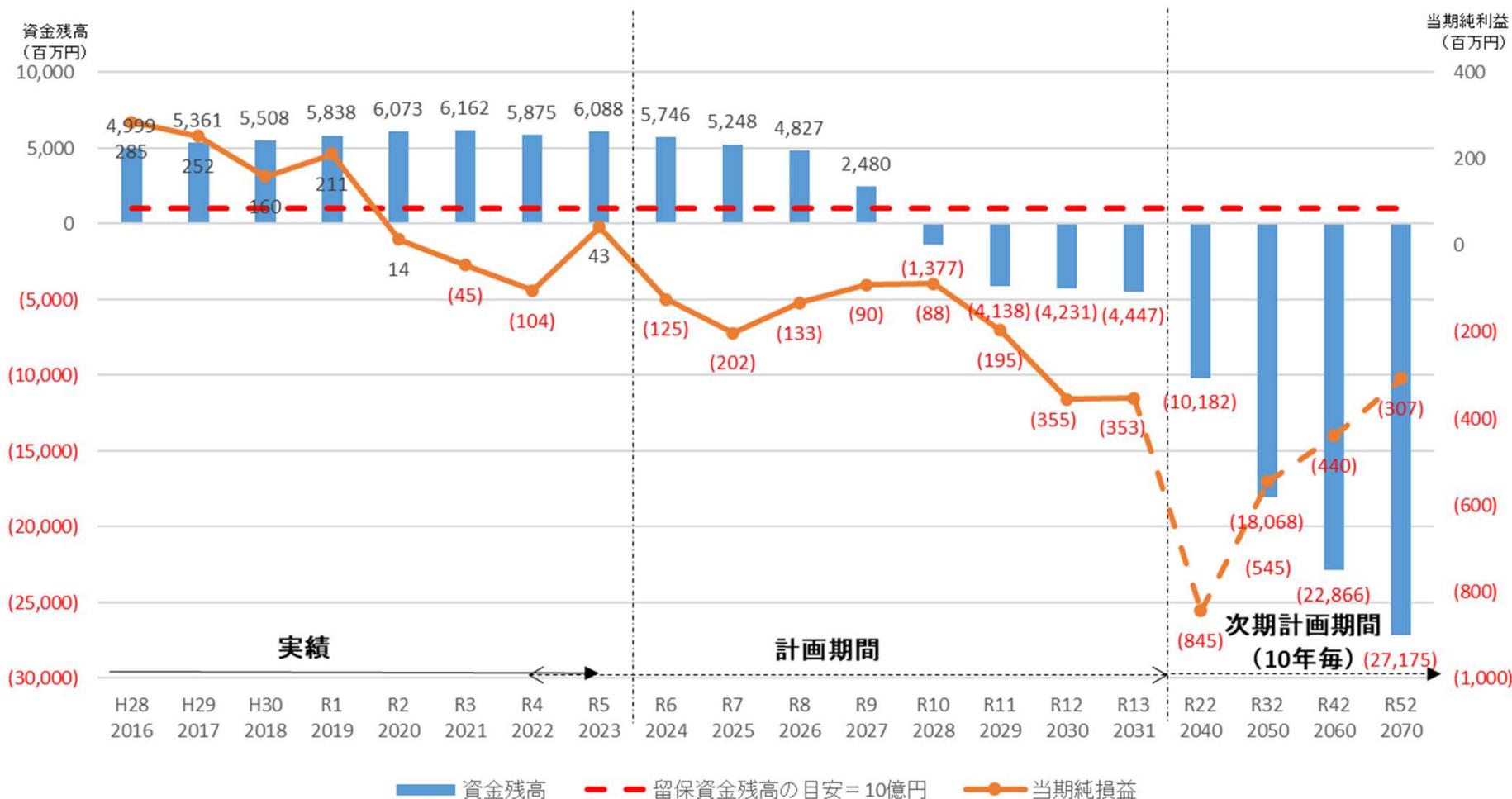
資本的収支は、当初予測と比較し、物価高騰による投資費用の増加により特に水源浄水場の全面更新工事などの大規模工事を予定しているR9～R11年度にかけて、悪化する見通しです。



4.経営戦略の財政計画

今後の収支見通し 資金残高（改定前）

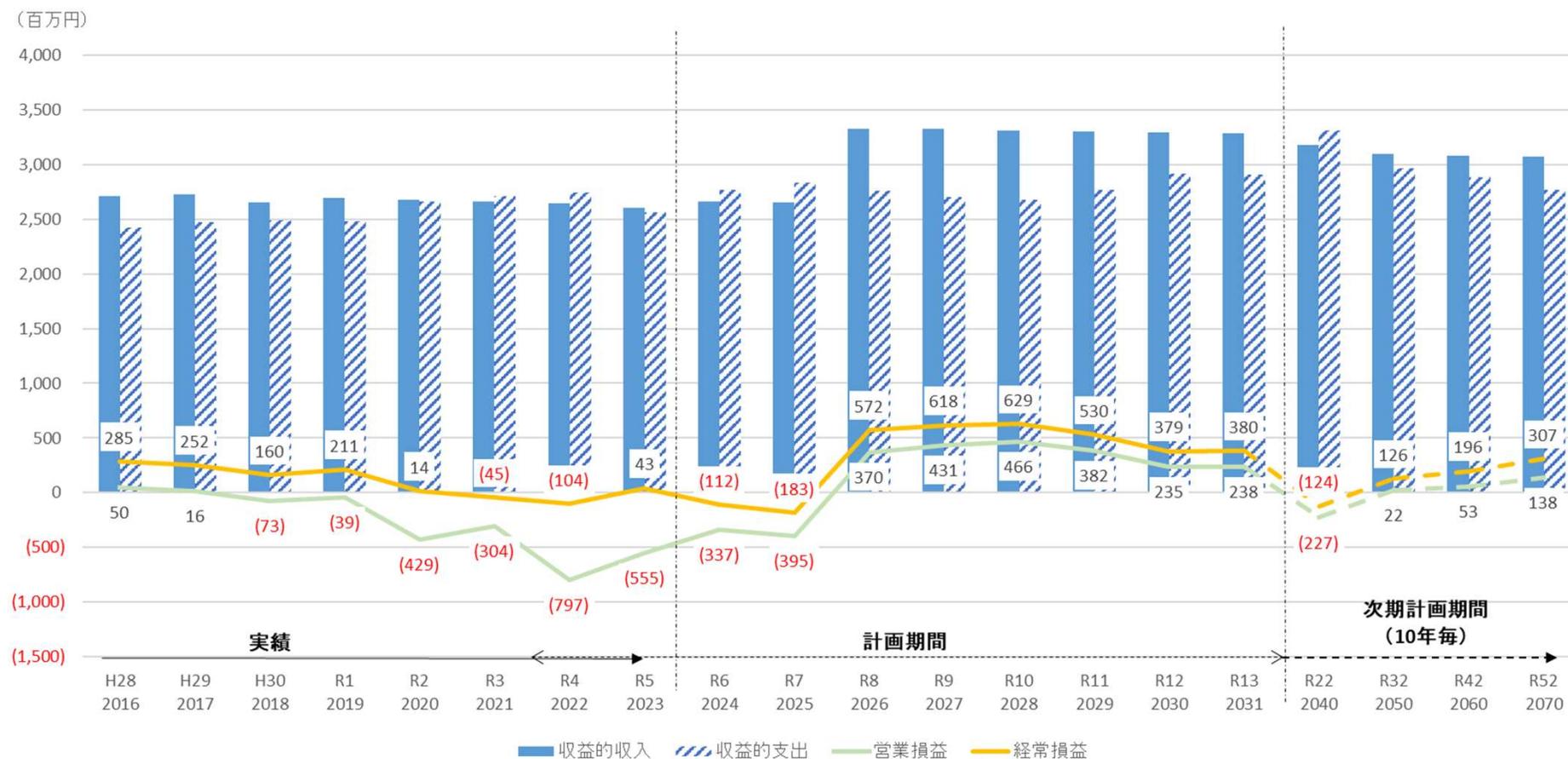
料金改定前の資金残高は、給水収益の減少及び物価高騰による費用の増加により、令和10年度には資金がショートし、現状の体制では事業継続ができない状況になる見通しです。



4.経営戦略の財政計画

今後の収支見通し 収益的収支（改定後）

資金ショートを防ぐため、料金改定を検討します。令和8年度に供給単価172円/m³を目安に料金改定をした場合の収益的収支は以下の通りです。



4.経営戦略の財政計画

今後の収支見通し 資金残高・料金回収率（改定後）

経営戦略の計画期間における料金改定後の料金回収率は100%超となり、資金残高も10億円以上を推移する見込みです。

